

携帯用丸のこ盤取扱い作業従事者安全教育 クレーン運転業務特別教育 安全衛生推進者養成講習 刈払機取扱い作業安全衛生教育

開催のご案内

携帯用丸のこ盤取扱い作業従事者安全教育

〔定員30名〕

厚生労働省では、上記業務に従事する労働者に対し、安全教育の実施及び実施要領を定めております。(平成22年7月14日付 基安発0714 第1号通達)

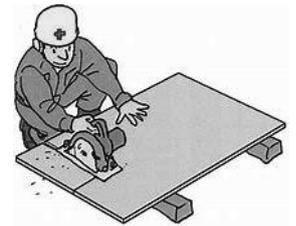
当協会では、この標記要領に基づく教育を実施することになりましたので、取扱い従事者が受講し修了されますようご案内いたします。

☆講習日時 令和8年4月24日(金) 8時30分～12時30分

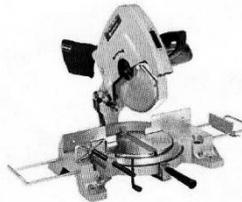
☆講習会場 『黒石建設協会 2階大会議室』黒石市八甲69-17

☆受講料 6,325円〔テキスト(1,375円)・消費税含む〕

☆申込締切 4月15日(水)まで、又は定員になり次第締切ります。



電動丸のこ



卓上丸のこ盤



テーブル丸のこ盤

クレーン運転業務特別教育

〔定員30名〕

☆つり上げ荷重5ト未満のクレーン運転業務(クレーン則21条) ※人材開発支援助成金対象(詳細裏面参照)

☆講習日時 令和8年5月12日(火)～13日(水)

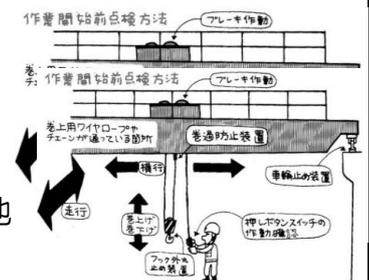
1日目 9時00分～17時00分

2日目 9時00分～16時30分

☆講習会場 『黒石建設協会 2階大会議室』黒石市八甲69-17他

☆受講料 12,705円〔テキスト(1,705円)・消費税含む〕

☆申込締切 5月1日(金)まで、又は定員になり次第締切ります。



※ 今回の講習修了者が取り扱うことのできるクレーン ※

※天井クレーン・・・クラブトロリ式、ホイスト式

※ジブクレーン・・・低床、高脚(門形)、片脚(半門形)、塔形、ポスト形、つち形(ハソマッド)
クライミング、引き込み、壁(ウォールクレーン)

※橋形クレーン ※アンローダ ※ケーブルクレーン ※スタッカー式クレーン

※テルハ(テルハについてはつり上げ荷重5ト以上可)

安全衛生推進者養成講習

〔定員60名〕

常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場にて選任（労働安全衛生法12条2）

支店、営業所、工場、現場の名称等は問わず、常時10名以上従事している場合は事業場及び現場単位での選任が必要となります。

受講対象者 現に安全衛生業務に従事し、養成講習を受講していない方
これから安全衛生業務を担当し、将来安全衛生推進者になれる方

☆講習日時 令和8年5月20日（水）～21日（木）

1日目 9時00分～17時10分

2日目 8時45分～11時50分

☆講習会場 『サンライフ弘前 2階集会室』弘前市豊田一丁目8-1

☆受講料 科目免除無し 14,630円〔テキスト(1,430円)・消費税含む〕

科目免除有り 12,430円〔テキスト(1,430円)・消費税含む〕

☆申込締切 5月13日(水)まで、又は定員になり次第締切ります。

※ ②の免除科目有りは、下記の資格取得者が対象です。

「安全管理者選任時研修修了者」・「第1・2種衛生管理者」

※ 受講申込みの際に、修了証又は免許証の写しを添付して下さい。



対象業種一覧

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業、電気業、ガス業
熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、燃料小売業、旅館業
家具・建具・什器等卸・小売業、ゴルフ場業、機械修理業、自動車整備業

※上記の業種以外は、「衛生推進者」の選任が必要となりますが、実施を予定して
いないため、この講習の受講により資格を取得していただいております。

刈払機取扱作業安全衛生教育

〔定員40名〕

※刈払機（草刈機）を使用する作業の安全を確保するため、厚生労働省労働基準局では
平成12年2月16日付基発第66号にて、安全衛生教育の推進を指導しています。

☆講習日時 令和8年5月22日（金） 9時00分～16時20分

☆講習会場 『上十川公民館 多目的ホール』 黒石市上十川留岡一番17-2他

☆受講料 9,020円〔テキスト(2,750円)・消費税含む〕

☆申込締切 5月14日(木)まで、又は定員になり次第締切ります。



【青森労働局長登録教習機関】

申込先 一般社団法人黒石地区労働基準協会

黒石市大字前町 40-5 (黒石市役所通り)

TEL 0172-53-5787 FAX 53-5792

資格取得で
安全作業!!



☆連絡事項

- いずれの講習も、定員に達し次第締め切ります。お早めにお申し込みください。
- 受講者が最小実施定数に達しない場合は中止することがございます。
- 申込み後の取消しは、申込み締切日までにご連絡があった場合のみ、受講料をお返し致しませんのでご了承下さい。
- お電話又は WEB でご予約後申込み締切日までに申込書の送付をお願い致します。
(申込書が遅れますと、ご予約を取り消す場合がございます。)
- 申込みには下記①～④が必要となります。
①講習申込書 ②証明写真1枚(縦3.0cm、横2.4cm) ※安全衛生推進者養成講習は不要
③受講料 ④本人確認のための書類(自動車運転免許証等)
- 受講料のご納入は申込み締切日までにお願いします。

☆受講料の納入は、お振込みも可能です。(下記口座にお振込み下さい)

青森みちのく銀行黒石支店(普) 223261 青森みちのく銀行黒石内町支店(普) 1311760

東奥信用金庫黒石支店(普) 0920550 青い森信用金庫黒石支店(普) 0958767

(送金手数料はご負担くださるようお願いいたします)

人材開発支援助成金のご案内(建設労働者技能実習コース)

標記内容は、建設労働者の雇用の改善や職業訓練などを実施する建設事業主や、建設事業主団体に対し、経費や賃金の一部を助成する制度です。

建設業における人材育成や技能継承を図り、建設労働者の安定した雇用と能力の開発・向上を目的としています。

技能実習	経費助成	中小建設事業主が雇用する建設労働者が、登録教習機関等で行う技能実習を受講させた場合、経費の一部を助成	技能実習の実施に要した実費相当額の3/4(但し、雇用保険被保険者数により変動)。一つの技能実習について一人当たり10万円が上限。
	賃金助成	中小建設事業主が雇用する建設労働者に有給で技能実習を受講させた場合、賃金の一部を助成。	一つの技能実習について一人一日あたり8,550円(但し、雇用保険被保険者数により変動)。一つの技能実習について20日分が限度。

※詳細は、厚生労働省ホームページをご参照ください。

●経費助成・賃金助成の申請まで

・技能実習を終了した日の翌日から起算して原則2カ月以内に、必要書類一式を都道府県労働局に提出して下さい。

- 人材開発支援助成金支給申請書チェックシート
- 人材開発支援助成金支給申請書(建技様式第3号)及びその他添付書類

※登録教習機関、登録基幹技能者講習実施機関等に委託して実施する場合は、計画届の提出が不要です。

・助成金を受けることのできる事業主(但し、受講後助成金を支給申請し支給決定を得た場合のみです。)

- ① 資本金若しくは出資の総額が3億円以下、または常用労働者300人以下の建設事業主
- ② 雇用保険料率 1000分の17.5(保険料率に変更となる場合があります)の建設事業主
- ③ 受講者が雇用保険被保険者であること
- ④ 法定帳簿(賃金台帳・出勤簿・労働者名簿等)を確実に整備され、担当課の求めに応じて書類の提出及び報告を速やかにできること

※詳しくは 青森労働局職業対策課(017-721-2003)までお問合せ下さい。